

## 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組について

水道法施行規則第十七条の二第6号に規定する「水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」の情報について、水道事業者が水道の需要者に対して、毎年一回以上、提供することが義務づけられていることから、鳩山町水道事業における取組状況についてお知らせします。

安全で安心な水を安定して供給するために、引き続き施設の整備を進めてまいります。

### 1. 水道施設の耐震化状況

平成28年度末における浄水場及び配水場の耐震化率

#### 【浄水施設】

施設の名称	浄水施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	耐震化施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	耐震化率 (%)
池田浄水場	1,100	1,100	100

#### 【配水施設】

施設の名称	容量 (m <sup>3</sup> )	耐震化容量 (m <sup>3</sup> )	耐震化率 (%)
鳩山配水場	3,000	3,000	100
大平配水場	2,000	2,000	100
上沢配水場	2,000	2,000	100

### 2. 配水管の耐震化状況

鳩山町水道事業では、老朽化した配水管の布設替えや新たに配水管を布設する場合、耐震性能を有する管種にて施設整備を図っております。

また、水道事業アセットマネジメントの検討結果に基づき、経営戦略を策定し、老朽管更新計画のもとに老朽管更新工事に着手いたします。

平成28年度末における配水管延長及び耐震化率

基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の耐震化状況

基幹管路の総延長 (m)	耐震適合性のある管の延長(基幹管路) (m)	基幹管路耐震化率 (%)
59,192	28,183	47.6